

## 第3章

# 社会教育における人権教育

## 第3章 社会教育における人権教育

### 第1節 社会教育における人権教育の推進に当たって

#### 1 生涯学習社会における人権教育

##### (1) 社会教育としての課題

生涯学習を支援・推進していく重要な柱の一つとして、「社会教育」がある。

社会教育というと、成人を対象として、それらの団体や、公民館・図書館などの施設や学級・講座などの活動だけを思い浮かべがちであり、教育ということばの語感から、講義形式の受身的な学習形態や堅い内容が連想されがちである。

しかし、このような狭い範囲だけに社会教育を限定する考え方では、変化の激しいこれからの生涯学習社会へ対応することはできない。これからの社会教育は、あらゆる人々に、あらゆる生活の機会と場所において、多様な学習形態をとって行われるべきものとして、広くとらえるべきである。

また、社会教育には二つの側面があると言われる。一つは人々からの要求課題を尊重したうえで企画される学習である。パソコン教

室、英会話教室の外、各種趣味教養講座など比較的人々の身近な問題や実益を伴う問題に関係する教室は、人々からの関心や要求が高く、特に動員がなくても、主体的に人々が集まる学習講座と言える。

もう一つは、人々からの学習要求というより、人々の生活にとって必要不可欠なテーマについての社会性、公共性のある学習である。人権をはじめ生命、健康、家庭・家族、まちづくり、高齢化社会、男女共同参画社会、国際理解、環境等の課題は、いずれも、人々が健康で豊かな生活を送るために必要な学習課題である。ところが、こうした学習課題は必ずしも要求が高くなく、人々の関心も集まらないため、ややもすると学習者が集まりにくいといった状況が生ま

##### 【社会教育】

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

(教育基本法 第7条)

##### 【社会教育の定義】

この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

(社会教育法 第1条)

れがちである。

社会教育において、人々の学習要求に応えるということは大変重要なことである。しかしそれと同時に、今後の人々の生活にとって何が必要なかを分析し、学習を提供していくことも、すべての人々が現代社会を豊かに生きていくために不可欠であることを忘れてはならない。とりわけ、生涯学習社会においては、単に、社会の変化に対応して知識・技術を身に付けていく必要があるという観点だけでなく、人間が人間として生きていくために生涯学習が必要であるということにも留意すべきである。人は、学習することで新しい自己を発見し、喜びを感じるのであり、学ぶことそれ自体が生きがいともなり得るのである。すなわち、人は存在するために学習する必要があるとすることができる。

したがって、特に社会教育においては、必要な学習内容だからといって漫然と毎年同じ形態・内容・方法で実施していたのでは、多くの学習者を得ることは期待できない。つまり、人々にとって魅力があり意欲を高める学習機会となるよう学習形態・内容・方法を工夫しなければならないことは、社会教育全体に当てはまる共通課題である。

## (2) 社会教育における人権教育

### ア 社会教育における人権教育の意義

我が国社会において、同和問題に関する人々の偏見や差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、結婚問題を中心として依然として残っている。また、情報化、高齢化、国際化など、急激な社会変化に伴い、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等に関する、様々な人権課題が発生したり複雑化したりしている。

一方、家庭内においては、人権問題解決の基礎となる人権意識が、まだ十分には備わっておらず、せっかく学校教育で培われた子どもたちの正しい知識や態度も、家庭の中でより確かなものにしていくことができない状況が多くみられる。また近年、核家族化・少子化などの家庭環境が変化する中、児童虐待やドメスティック・バイオレンスが発生するなど、家族間における人権問題もクローズアップされている。さらに子育てや子どもとのかかわりに不安や悩みを抱える親が増加している状況も見逃せない。

一般的に、人権は遠い存在としてとらえられがちであるが、本来、身近な社会生活と密接にかかわっており、それぞれの人権問題においても、加害者の立場に立っていたり、あるいは被害者の立場に立たされていたりするなど、だれしも何らかの形でかかわっていると言える。したがって、様々な人権問題の解決を図る人権教育は、決して他人事ではなく、だれにとっても、心豊かに安心して生活できる社会づくりを実現するための重要な営みであるととらえることができる。

また、人権を自分自身の日常生活の中の課題と結び付けたり、日常生活の中でとらえ直したりすることにより、新しい自分を発見し、自分自身の生き方を見つめ直す機会が提供されるなど、人生を豊かなものにするうえでも、大変重要である。

したがって、生涯の各時期に応じ、各人の自発的意思に基づいて行われる社会教育において、人権教育が果たすべき役割は、人権尊重社会を実現するために、大変重要であると言える。

## イ 社会教育における人権教育の今後の課題

これまで、社会教育における人権に関する学習は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人に対する人権問題についての研修会、講演会、また、公民館等での学級・講座として、各地で先駆的・先進的な取組も行われてきた。しかし、全体的な傾向として、学習者が限られた者に固定化するとともに、これまで長年にわたり人権教育の柱として推進されてきた同和教育に対して、「またか」というような否定的な印象をもっている人が増えていることもよく指摘されている。これらのことから、人々に人権尊重の意識が高まり、人権感覚として身に付くところには至っていないとは言えないだろうか。

それは、これまでの人権に関する学習が、現在の自分たちの問題とかけ離れていたり、遠い別の世界の問題となっていたりしたためではないだろうか。あるいは、その内容がいつも堅く、手法が画一的だったせいではないだろうか。

人権に関して学習された内容が知識として広がっていても、それが一人ひとりに大切な課題として意識づけられなければ、人権感覚の普遍化にも人権尊重の意識の広がりにも結びつかない。必要なのは、一般社会の隅々に、人権問題を同じ人間のこととして受け入れられる下地が形成されることである。自分は差別していないと思っても、この世の中には差別する行為があり、差別されている事象があり、被差別者がいるということを、何かにつけて意識できることが、差別を自分の問題、人権を同じ人間の問題として考える基礎となる。

そのためには、「身近な」人権問題や「まちづくり」の課題など、だれもが興味・関心を抱くテーマから出発しながら、同時に人権教育に関する新しい手法を取り入れ、「共生」の観点に立って、学習プログラムを構成するといった工夫が求められる。つまり、学習者にとって魅力的な内容としていくためには、常に地域の実態を把握し、人権に関する学習を身近で新鮮なテーマと結び付けたり、学習を進める方法や形態も従来の手法への評価を踏まえ、参加型のプログラムを適切に設定したりするなど、学習者が主体的に学習活動に取り組めるよう企画することが必要なのである。

また、人権教育の機会が、学校や公民館等を通じての公的な学習の場だけではない。家庭やマスメディア等を通じての日常的な生活の場も、すべての年齢層、すべての人に人権尊重の理念を浸透させるために重要な役割をもっていることも忘れてはならない。

## 2 人権教育を推進していくために

### (1) 推進体制の整備

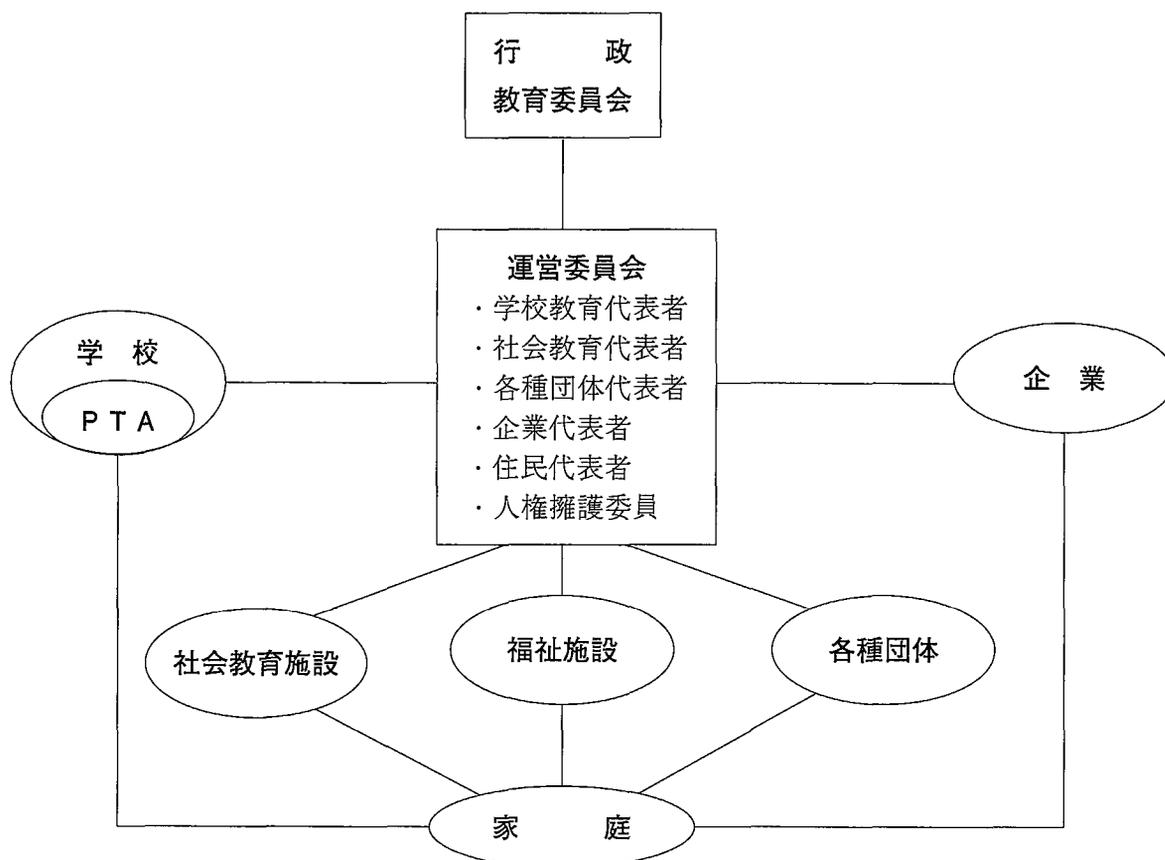
人権教育を広く推進していくためには、あらゆる場面をとらえ、学習機会を提供していくことが必要である。人は、学校、地域、家庭、職場等々、目的や性質の異なる様々な集団の中で生活している。したがって、あらゆる場面で人権教育が推進されるためには、それぞれの集団の中で、その目的や性質に応じた人権教育が推進されることが重要である。そして、これらの学習が統合されていくことにより、日常生活での言動についても、人権の視点から常に考えられる習慣を身に付けていくことができる。

これまで、社会教育における人権教育は、教育委員会をはじめ行政が主導的役割を果たしながら推進してきた。引き続き教育委員会や行政が中心となって人権教育を推進していかなければならないが、今後は、地域や家庭など様々な集団の中で主体的に人権教育が推進できるよう、

推進体制を整備するなど、積極的に支援していくことが特に重要である。

そのためには、まずもってそれぞれの集団の目的や性質をはじめ、組織、制度、施設・設備等あらゆる面を人権の視点から見直し、多方面から人権教育の推進を支援していきける全体的な推進体制づくりが緊急な課題と言える。

以下にその一例を示す。



## (2) 行政職員の研修

### ア 公務員としての責務

行政職員は全体の奉仕者である公務員として、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務がある。したがって、行政に携わる者は、常に人権尊重の精神にたって、誠実かつ公平・公正な職務を遂行することはもとより、各地域における指導者として、住民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させる重要な役割を担っている。

このため、職員一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務や生活場面において人権尊重の精神に立った対応ができるよう、様々な機会をとらえて研修をすることが重要である。

### イ 推進体制の確立

人権教育は、担当者だけが取り組むものという意識を払拭し、すべての行政職員が共通課題として主体的に推進すべきものであるという考えを根付かせるべきである。そのためには、

まず行政総体としての推進体制づくりが先決である。

《事例：行政職員人権教育推進委員会の組織と委員の役割》

【組織】

教育委員会事務局（2名） 総務課・議会事務局（1名）  
出納室・税務課（1名） 保健福祉課（1名） 建設課（1名）  
企画課（1名） 町民生活課（1名） 農林課（1名）  
特別養護老人ホーム（1名） 養護老人ホーム（1名）

計11名

【委員の主な役割】

- 課内別研修会の運営。
- 各種研修会への参加や参加の呼びかけ。
- 啓発資料の配付。

※保育所職員については小・中・高との連携を図る必要性から、小・中・高の教職員による推進委員会の中に位置づける。

## ウ 推進計画

推進委員会等を中心とした研修の推進計画の作成が望まれる。特に研修方法や研修内容は重要であるとともに、市町村ごとに規模や特色が異なるため、それぞれの市町村にあった推進計画の作成に努めなければならない。

## エ 様々な研修形態

### (ア) 推進委員研修会

推進委員は、行政全体あるいは所属部署ごとに人権教育を推進するうえで重要な存在である。したがって、推進委員に対する研修会は欠かせない。

推進委員研修会で取り上げる研修内容としては、様々な人権問題についての基礎的な知識のほか、推進委員としての役割や推進計画立案の仕方などが挙げられる。また、所属部署ごとに主体的な研修を進めるうえで、どのような研修方法や内容があるか、ある程度の知識を得ておくことも重要である。

### (イ) 経験年数又は役職別研修会

行政職員は様々な経験年数や役職にある者で構成されており、果たすべき職責もそれぞれに異なる。したがって、人権教育の推進においては、職員の経験年数や役職に応じた研修会の実施が必要である。

新規採用職員など若年層を対象とした研修会や、管理職を対象とした研修会がその主な例として挙げられるが、対象者の学習状況や職責に応じて研修内容を考えることが必要となる。



《経験5年未満職員の研修プログラム例》

ね ら い	この時期は、全体の奉仕者としての自覚を高め、様々な人権問題に対して、正しい理解や認識を持って職務に臨めるような資質を培う大変重要な時期である。したがって行政職員として人権尊重の精神を持って職務を遂行していくという心構えを身に付けるような研修を行う。			
—学習プログラム—				
	学 習 主 題	学 習 内 容	学 習 方 法	時 間
	【基礎学習1】 私たちの仕事と人権問題（様々な人権問題について考える）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、私たちが考えなければならない各種の人権問題等について、正しく知る。</li> </ul>	講 話	2
	【基礎学習2】 同和問題と人権と私（正しい理解と認識を）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和問題と自分のつながりを理解する。</li> <li>・ 被差別部落の歴史について学ぶ。</li> <li>・ 法的な措置（事例）について学ぶ。</li> </ul>	講 話 啓発資料	2
	【発展学習】 職場から人権文化の発信を（人権感覚を行動へ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の生活から気づいた問題を持ち寄る。</li> <li>・ 人権を尊重する社会づくりのために、私たちはどうしたらよいか話し合う。</li> <li>・ 行政職員としてすべきことは何かを話し合う。</li> </ul>	ワークショップ グループ討議	2

(ウ) 部署別研修会

部署別の研修会の実施は、行政全体に人権尊重の理念を浸透させるうえで、最も効果的であるととともに、それぞれの業務内容に応じたより専門的な学習活動が可能である。たとえば同和問題をテーマに学習する際、それぞれの業務内容との関連づけを図りながら学習していく方が、理解されやすく、また、実際の業務に生かすこともできる。そのような点からも、部署別研修はより深く学ぶための重要な学習機会なのである。

《対応業務にかかわる職員の研修プログラム例》

1	学習対象者	住民課職員
2	学習テーマ	「年とって、文字が読めんのじゃが・・・」 ～あなたならどうする～
3	学習のねらい	文字が読めず申請書が書けないと訴える高齢者に、どう対応したらよいかロールプレイ（役割演技）を交えながら考えるとともに、文字を学ぶ機会を奪われた人々のおかれてきた差別の現実学ぶ。

4 学習プログラム		
学習活動	留意点	準備物
1 場面設定を読み、その後、自分ならどのように対応するか個別に考える。	<p>○ 次のような場面設定が書かれた用紙を配布する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ここは、住民課、戸籍住民票申請受付の窓口である。あるとき、一人の女性が訪れ、本人の住民票がほしいと尋ねられた。そこで、 「申請書をお書きください。」 と申請用紙を手渡すと、彼女はしばし、用紙をながめ、小さい声で 「年にとって、文字が読めんのじゃが・・・」 と、つぶやいた。カウンターの片隅には、老眼鏡が置いてあるが、彼女はそれに気付いていないようである。 さて、この後、あなたはどのように対応するだろうか。</p> </div> <p>○ その後の行動や会話について、自分が思ったことを書き込むよう伝える。</p>	○ 場面設定と自分の考えを書き込む用紙
2 それぞれが考えた対応をもとにロールプレイをする。 ○ 「そこに老眼鏡がありますので、ご利用ください。」 ○ 申請書に書いてあることを一つ一つ読んであげる。	<p>○ 二人一組になって、それぞれ交代で係員と申請者になり、ロールプレイをしながら、なぜそういう対応をとったか、また、やってみて気付いたことを話し合うことを伝える。</p> <p>○ ファシリテーター（進行役）は、その間学習者の席を回り、対応の仕方にはどのようなパターンがあるか、ある程度調査しておくことが大切である。</p>	○ カウンターや椅子、老眼鏡などの小道具
3 典型的な対応例を紹介し合い、話し合う。	<p>○ 時間の都合で先に調べたパターンのいくつかを紹介してもらおうが、少人数ならすべてを紹介し合ってもよい。</p> <p>○ お互いの演技を見て、気付いたことや感じたことはないか、話し合う。</p>	
4 差別によって文字を奪われた人々の存在に気づき、それまでの自分自身の対応の在り方について振り返る。	○ 識字活動についてのビデオや、学級生の手記などから、自分たちが考えた対応でよかったか検証し合うとともに、識字活動と差別についての学習を深める。	○ 愛媛の教育「識字活動に学ぶ」 平成5年 9.11放送

#### (二) 全体研修

人権尊重の基本的な理念を行政全体に様に普及させる方法として、職員全体を対象にした研修会が考えられる。それは、また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決は行政全体の責務であると、すべての職員が自覚できる好機ともなりうる。

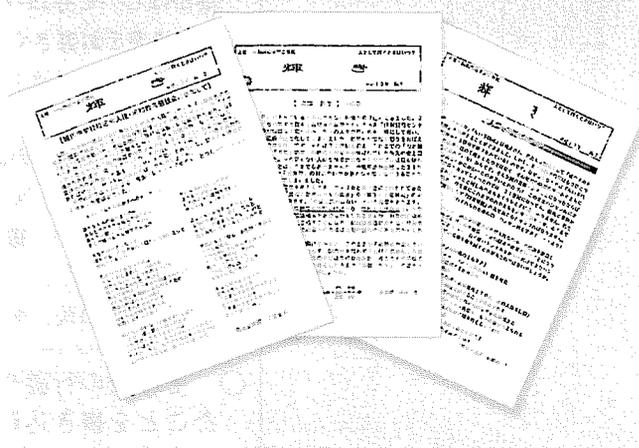
ただ、その実施に当たっては、それぞれが担っている本来の業務に支障を来さないた

め、職員が交代で研修に参加できるよう、その実施時間をずらしたり、業務に支障が生じない時間帯に実施したりする工夫が必要である。

#### (オ) 情報提供による啓発

行政全体に人権尊重の理念を浸透させる手段として、先に述べた研修会の実施のほかに、総合行政システム(庁舎内LANシステム)などパソコンを活用した情報提供や、庁内機関紙の配布等による啓発が考えられる。

その際、一方的に情報を流すだけでは十分な学習効果をあげることができない。職員間の人権問題に関する意見を収集しながら、啓発に生かすなど、自主的な学習を支援していく工夫が大切である。



#### オ 人権尊重の地域づくりのために

このように、行政職員に対する人権教育や啓発は、様々な形態を取り入れながら、市町村の実状に応じて研修内容や方法を考えていくことが重要である。また、昨今、住民に対する指導者としての行政職員への期待が次第に高まってきているが、それぞれの地域で積極的にリーダーシップをとっていけるための研修内容への発展も、これからますます重要になってくるといえよう。

### (3) 学習活動を充実させるために

#### ア 広がり求めながら深まる学習を

人権が、国や地方公共団体といった公的機関との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものである。したがって、限られた者による学習にとどまらず、一人でも多くの方が、人権尊重の理念について少しずつでも着実に理解できるよう支援していくことは、大変重要である。これまでの同和教育の取組により、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての関心が高まり、理解と認識をさらに深めた学習者も以前と比べ、増えてきたのは事実である。しかし一方で、学習内容のマンネリ化とともに学習者が固定化する傾向にあることは、社会教育の場でよく指摘される大きな課題である。

これまで、人権教育といえば、知識として「人権について学習する場」と限定的にとらえがちであった。しかし、一人でも多くの住民に対して人権についての関心を高め、人権尊重の理念を広げるためには、人権についての学習の場はもとより、社会教育で取り組む活動すべてが、以下のように人権教育の大切な機会であるにとらえ、学習提供の在り方について見直しを図っていく必要がある。

○ 参加者相互の雰囲気づくりを大切にするなど、常に人権尊重の精神が貫かれていること。

- 学習行為それ自体が、日本国憲法や教育基本法で保障された国民一人ひとりの大切な権利、すなわち基本的人権であるという認識に立って、学習機会の提供に努めていること。
- 各種講座や婦人会、青年団、老人会等の諸活動の場も、それまでの学習成果を生かし実践する場であり、人権文化を構築する大切な機会であるにとらえ、その企画や運営、もしくは助言にあたること。

一方、人権がテーマの学習会や研修会においては、参加者の実態を踏まえたうえで、その目的を明確にし、参加者が自らの課題として主体的に学習に臨めるよう、その内容や手法を工夫することが重要である。

さらにその学習内容はつねに深化していかなければならない。そのためには、年間の見通しをもった講座の計画を立てたり、基礎講座と専門講座など学習者がそのニーズに合わせて自由に選択できる多様な機会を設けたりするなど、その手法に工夫も必要である。

このように一人でも多くの住民に対して人権についての関心を高めつつ、人権尊重の理念を広げ、深めていく取組がこれからの人権教育には重要である。

#### イ より多様な学習形態を効果的に組み合わせる

限られた時間で、より効果的な学習の場とするには、多様な学習形態の特色を十分に理解したうえで、目的に応じて活用することが大切である。以下は現在用いられる主な学習形態と特色である。

学習形態	概 要	利 点	留 意 点
講義・講演	専門的知識をもつ講師から、話を聞くことにより学習を進める学習形態。	一度に多数の学習者を対象にできるほか、学習内容に深まりを求めることが可能である。	学習態度は受動的となりやすい。学習者の実態に合わせたテーマの設定や、課題意識の喚起が必要である。
映画・ビデオ視聴	意図、目的をもって制作されたドラマやドキュメンタリーなど映像作品等を視聴することで進める学習形態。	映像や音など視覚や聴覚に働きかける手法であるから、より多くの学習者の感性に直接訴えることができる。	状況に応じて、視聴前の解説や、視聴後の話合いなどの学習活動が必要な場合もある。
研究協議	定められたテーマについて、参加者全員もしくはグループで話合いを進める学習形態。	参加者が課題意識をもって参加することで、お互いに学習が深まる。	意見を出しやすい雰囲気作りと、話しやすいテーマの設定など、企画にあたっては、配慮と工夫が必要である。
コンサート、人権劇等	歌や劇の鑑賞などを通して、人権について考えたり、認識を深めたりする学習形態。	視聴者の感覚に直接訴えかけ、感性を高めることができる。また、演じる側にとっては、その過程自体が学習となる。	スタッフは、それぞれの特技を生かすことが大切であるとともに、自己満足に終わらないよう、念入りの計画や打合せ等が必要である。
参加体験型学習 (ワークショップ)	ゲームや作業、疑似体験、役割演技等、主体的な活動を通して、ねらいとするところを参加者自らが見つけていく学習形態。	学習者の主体性を大切にしながら、学習のねらいへと導くことができるため、問題への関心や意欲を高めることができる。	効果的な学習を成立させるためには、ファシリテーターの人権問題に対する幅広い知識や進行に対する力量が問われる。

さらに、これらの学習形態を組み合わせることにより、それぞれの利点を生かしながら一層学習効果を高めることができる。次はその一例である。

学 習 活 動	学習活動のねらい	留 意 点
1 ワークショップ 「アイスブレイキング」 「日本人というものは□ である。」 (1) 各自で、例文の□に好 きな言葉をいれて、短い 文章を作る。 (2) 隣の人と文章を交換し、 読み合い感想を述べ合う。 (3) 固定観念、偏見、差別 についてまとめる。	○ 話しやすくする雰囲気をつくる。 ○ 私たちの身の回りにおいて、思い込みやきめつけで判断しがちである事例に気づくと同時に、それが偏見や差別につながっていくことを理解する。	○ 人権の視点に立った簡単なゲームを取り入れる。 ○ 日本人という言葉の代わりに、別の言葉を当てはめてもよい。 ○ 自分には必ずしも当てはまらないおかしいなと思う事例があることに気づかせる。 ○ 物事をひとまとめにしてとらえることが、おかしいことに気づかせる。あわせて偏見や差別について説明する。
2 ビデオ視聴 「差別を受けた体験談より」	○ 具体的な人権課題に即して、現実にある偏見の存在について気づく。	○ ビデオ教材はあらかじめ視聴分析しておき、ねらいとの整合性を確認しておくことが必要。場合によっては、講演を依頼することも考えられる。
3 協 議	○ 小さな偏見が差別につながることを理解するとともに、偏見を無くすことの重要性を確認しあう。	○ ビデオを見ての感想を、素直に発言できるようにさせる。
4 まとめ		

#### ウ 学習者から実践者へ

これまでの学習会や研修会では、学習者が学習者のままで終わる場合が多かったのではないだろうか。このことが、同和教育に関しても、結婚問題を中心に差別意識が根深く残っているにもかかわらず、「もう分かった。もう十分だ」といった意見がきかれる大きな背景の一つとも考えられる。つまり、この意見は、「学習を繰り返してきたのに、これから自分たちが何をしたらいいのかがわからない」と、多くの学習者が疑問を投げかけているものと受け止めるべきである。

したがって、今後は、学習者がその成果を生かし、人権尊重の理念と差別解消の世論を広げていくために生き生きと活躍できる場づくりも、あわせて必要なのである。

一言に学習者と言っても、学習を積み重ね力量を備えた学習者もいれば、まったく初めて

の参加であるという学習者も存在する。学習者を実践者として高めていくに当たっては、学習者の実態に応じて活動の場の提供、活躍、出番づくりの在り方を工夫することが求められる。次にいくつかの事例を紹介する。

- 初めて参加する学習者でも、すぐに実践していくことができる例
  - ・ 身元調査お断りステッカーを貼ることを確認し合い、実践し合う。
  - ・ 次回の人権学習研修会に一人でも多くの人を連れて来るようよびかけ合う。
  - ・ 研修会で、拍手など簡単なことから意思表示に心がける。
- 学習を積み重ねてきた学習者が、推進者として実践する例
  - ・ 研修会の司会者や助言者など推進者として、運営の支援にあたる。
  - ・ 研修会の企画から運営にまで関わる。
  - ・ それぞれが関わる団体や活動の場でのリーダーとして、日常的に啓発にあたる。

いずれの場合も、できなかったことを責めるのではなく、できたことを認め合い、たたえ合う雰囲気づくりが、その後の多くの実践者を増やすうえで重要である。自分自身が他人のために生かされる喜びや充実感を感じてはじめて、参加は主体的なものとなり、さらに学習を深め、より確かな人権文化を築いていこうという意欲にもつながっていくからである。

また、住民が人権についての関心を高め、人権尊重の理念を広げるために、リーダーが、人権学習会等で直接、意図的にかかわることのほかに、バザーや触れ合い活動、料理教室、町内清掃、井戸端会議などあらゆる日常的な場面で、ごく自然にかかわることも大切である。日頃の信頼関係こそ、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決にとっての重要な要素だからである。

#### (4) リーダーの養成

##### ア リーダーの必要性和その資質

これまでににおいては、一人でも多くの人々に同和問題に対する正しい知識を浸透させるために、様々な同和問題学習会や研修会に各団体ごとに参加人数を割り当てるなどして、一度に多くの参加者を集めることも重要であった。その結果、同和問題をはじめとする様々な人権問題への理解を深める人も増えるなど、一定の成果をあげてきたことは事実である。しかし、一方で、「やらされている」と感じる人々が多いことも否定できない。この点について、人権擁護推進審議会答申(平成11年)で、今後の人権教育・啓発の基本的在り方として、「押し付けにならないように留意する必要がある」と述べているように、近年になって学習活動や啓発活動自体の在り方が変化してきている。つまり、割当式の参加者確保の在り方から、自発的な参加へ、あるいは、「やらされている」と感じる学習内容から、「主体的に学んでいる」と実感できるような学習内容へ、その取り組み方が質的に転換しているのである。

また一方で、現在も見られる社会的身分の上下や支配服従の関係、人々の横並び意識や不合理な因習的な慣習等、我が国独特に形成された社会構造、さらに経済構造、あるいは人々の意識が、同和問題をはじめとする様々な人権問題の発生や温存する基盤となっており、その根本的な解決にはその基盤の見直しが不可欠であるとする考え方も強まっている。つまり、日常生活の中に存在する偏見や差別を見抜き、変革していける行動力が、重視されるようになってきているのである。

したがって、これからは、学習プログラムを計画し、活動そのものを企画・運営していく推進者とともに、家庭・職場・地域等、社会生活の日常的な場面で人権侵害に対して、その不当性をごく当たり前前に提言するなど、社会の差別的な一側面を変革できるような行動力のあるリーダーの養成が必要である。

リーダーの資質としては、次のような点などを重視すべきである。

- 様々な人権問題について関心がある。
- 既成の概念や世間的な常識を疑い、真実を求める態度がある。
- 自分自身をよく見つめ、自分の弱さ、不十分さを受け入れる勇気がある。
- 共生社会を生きるための寛容性（違いを認め受け入れる能力）を持っている。
- 学習への参加者を信頼し、参加者の人権を尊重できる（人を尊敬できる）。
- 意見の対立やトラブルを非攻撃的に解決できるライフスタイルを持っている。

差別や人権侵害が日常化している社会集団においては、だれもその過ちに気付かず、それらが当たり前のこととして繰り返される傾向にある。時には、差別や人権侵害を現に受けている者でさえ、その不当性に気付かないまま、差別的な雰囲気と同化し、むしろ加害者側の立場に回ることにより、それらから逃れようとすることもある。そのような集団の中において、その不当性をしっかりと見抜き、勇気をもってそれを指摘したり、改善しようと努めたりできること。こういった能力が、リーダーに求められている基本的な力量である。

また、リーダーは、周りの人と対等の立場で接し、共に悩み、苦しみ、考え合い、語り合いながら、周囲との関係を保ちつつ、問題を解決していこうとする姿勢も重要である。自分ができそうもない正しい考え方を人に示して、立派なリーダーを演じる必要もない。良いところも悪いところもある当たり前のリーダー像として、周りの人に安心と信頼のコミュニケーションを築いていくことが大切である。

現在、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての講座や教室で学んだ人に、リーダーとして活躍している人もいるが、他にも、そのための資質を備えた人は数多くいるだろう。リーダーの資質を高めていくことと同時に、さらに様々な場面で生き生きと活躍できるよう支援していくことも忘れてはならない。

## イ リーダー養成の実践例

### (ア) 基礎的な力量をつけるための同和問題学習講座

この講座は、同和問題を正しく認識し、身近な問題として考えていくことを目的としている。問題を正しく知ることは、解決の基本である。そして、身近な問題としてとらえていくことを通して、同和問題のみならず、あらゆる人権問題に対して科学的・客観的な判断力を養い、主体的・積極的に差別をなくしていこうとする態度を養うことにつながる。この講座は、同和問題を中心に据えつつも、身近な人権問題の意識の底上げを図ることを意図したものでもある。

こうした講座の開設に当たっては、知識的な理解に留まらず、地域教材を用いたり、フィールドワークをしたりして、学習者がより身近な問題として感じ取れるような配慮が必要である。

回	学習テーマ	学習内容	学習形態(資料)
1	生れてきてよかった	開講式 ・ 同和問題とは(歴史学習) ・ 偏見や因習について	講義 ビデオ
2	人間らしく生きる	・ 水平社創立宣言から、自ら解放に立ち上がった人々の熱い思いを感じる。	ビデオ (水平社宣言)
3	先人の生き方に学ぶ	・ 差別に立ち向かった土居町の先人、安藤正楽や岩崎伊三郎の生き方に学ぶ。	講演
4	あたたかい同和教育の展開	・ 共に生きることを学び、自らの人間解放ワークショップ	(悩みの相談室相談プリント)
5	自分もたいせつ、人もたいせつ	・ 学校における同和教育 ・ 家庭での同和教育の必要性	講義・協議
6	あなたは差別を残していませんか	・ 人権を守るために身元調査お断り運動の展開 - お互いの人権を守りあえる社会を -	ビデオ・講義 (社用紙、「14項目」等)
7	人集い、人輝くまちの実現を	・ 対策事業の取組について ・ 身近にあるねたみの意識	フィールドワーク ビデオ
8	差別をなくする生き方とは	開講式, 修了証授与 ・ 「解放令」以後に残された差別 ・ 身近な暮らしにある不合理	ビデオ 講義
<p>&lt;主体的な学習にするための留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に受講生の感想を求めて、内容を改善していくこと。</li> <li>・ 毎回の講座の中にできるだけ小グループの話し合い活動を取り入れること。</li> <li>・ フィールドワークやワークショップなど体験的な学習を多く取り入れること。</li> </ul>			

(イ) 様々な場面で生き生きと活躍できるリーダー養成講座

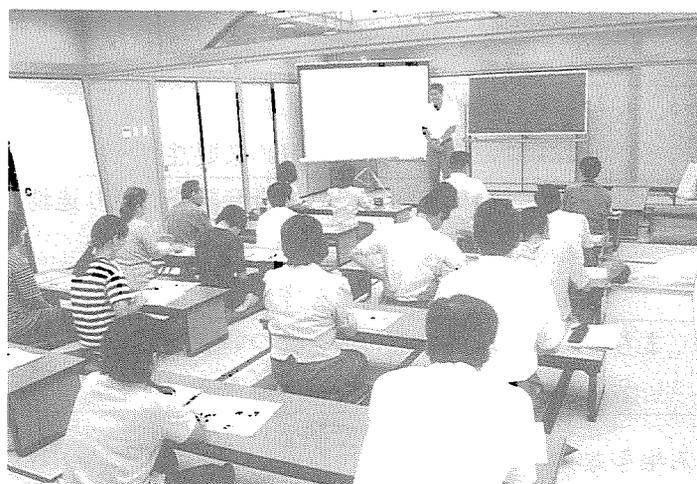
リーダーは、各家庭・職場・地域等で、「提言能力」を持ったオピニオンリーダーとして重要な役割を担っている。身近な生活の中にある偏見や差別を見抜く力を持つと同時に、人権問題解決への熱意と、他の人の意見を聞き、議論し、自分の考えを口頭や文章で主張できるコミュニケーション能力を兼ね備えなくてはならない。そういう観点から、この講座は、PART IからPART IIIの3シリーズに分けて、参加体験型学習を中心に学習を進めていくのである。

PART Iでは、基本的な人権問題のとらえ方を学習する。身近な問題に気付かずにいる自分自身を見つめ直すことが最重要課題である。しかし、自分を大切にできない人は人を大切にできない。何よりも、自己肯定感(自尊感情)を持つようにすることが第一である。また、グループ討議では、自分にかかわることについて「意見を言わずに合意してはならない」という民主主義の原則を学び、積極的な発言を促す実践を通して、非攻撃的自己主張の能力を高めていく。

PART IIでは、ハンセン病元患者に対する法律や政策などによる人権侵害など現代的な題材を基に、日常生活の中に知らぬ間に組み込まれ、絡み合っている偏見や差別につい

て見直す学習を中心に取り入れる。また、具体的な場面でどう行動するか、意見対立の中でそれをどう調整するかなど、生活に即したワークショップを取り入れることによって、日常生活における問題解決の技能習得も目指している。

PARTⅢは、これまでの学習を踏まえながら、それぞれ自らの思いを発信していくことを目的とした学習活動である。ここで扱っているのはメッセージソングの歌詞づくりであり、最後には自分たちのメッセージを発信していくことになる。行動することによってしか学べないことを大切にしたいものである。なすことによって学び、そういう学習課程で身に付けたことが、実生活の中での「提言能力」の養成につながるものと考えている。



## PART I

回	学習テーマ	学習内容	備考(資料)
1	○ 自分らしさの発見 ○ 私たちの人権	「自分が大切、相手も大切」 明るく、プラス思考で自分を振り返る。	ワークシート 権利の熱気球
2	○ あっていい違いとあってはならない違い	文化や個性の多様性を認め合い、人権尊重と反差別の視点を明確にする。	ちがいのちがいのカード ワークシート
3	○ なすことによって学ぶ	街頭で、人権尊重を訴えるビラやティッシュペーパーを配る。行動することでしか学べないものがあることを理解する。	街頭活動 配布プリント ティッシュ・花種
4	○ 悩みの相談室	悩みごとをその人の立場に立って考えることを通して、一つの事柄を総合的・多面的に学ぶ。	相談プリント等
5	○ 私たちの街再発見	住みよい街にするためにはどんなことが必要かを考えながら、自分たちの街を点検する。	ワークシート等
<p>&lt;主体的な学習にするための留意点&gt;</p> <p>○ ワークショップは、学習者の主体的な活動を大切にしつつも、学習のねらいを明確にしていないと楽しいだけに終わってしまう。次につなげていく学習の全体像を考えながら進めていくことが重要である。</p>			

## PART II

回	学習テーマ	学習内容	備考(資料)
1	○ メディア・リテラシー 情報を読む力1	テレビのCM・ポスターやチラシにある絵は、何を私たちに伝えているかを考えながら、視覚情報を中心に情報を的確にとらえる。	ポスター・CM パンフレット
2	○ メディア・リテラシー 情報を読む力2	新聞記事はどのようなことを伝えているかを考えながら、正しく理解するために、活字情報をチェックする。	新聞記事 ワークシート
3	○ フィールドワーク	国立療養所を訪ね、ハンセン病の隔離の90年間の歴史や現在残されている問題について学習する。	
4	○ 人を勇気づける言葉	そんな時、あなたはどんな言葉をかけるか？ いじめられたとき、差別を受けたとき、一番言 ってほしい言葉は何かを考える。	ワークシート
5	○ 話し方実習、コンセン サス(合意)による 集団決定	グループの意見がくい違った時どのようにす ればよいか。敵対したり、妥協したりするの ではなく合意をめざす方法を学ぶ。	ワークシート
<p>&lt;主体的な学習にするための留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5回の学習順序については、学習目標や学習状況に応じて、組替えることも必要である。</li> <li>○ メディア・リテラシーは、ニュースなど、本来公正、中立と思われがちなものにさえ含まれる偏見を見抜く学習へと進めたい。</li> </ul>			

## PART III

回	学習テーマ	学習内容	備考(資料)
1	○ 人生を幸福に生きるた めのパーソナリティーと コミュニケーション能力	「自分らしさ」を発見するとともに、お互いの個性や違いを認め合い、自分の気持ち(要求)を伝える言い方を練習する。	ワークシート
2	○ イヤダという気持ち はどこから来るのか ー偏見・差別ー	固定観念(ステレオタイプ)や偏見に気付きな ぜ偏見が生まれたのか考え、違いをありのま まに認め合えることの大切さを学ぶ。	ビデオ
3	○ 体験交流学習おもち ゃの図書館「たんぼ ぼ」	おもちゃで遊びながら障害のある子どもたちと交流を 図り、障害児支援ボランティアの役割を学習するととも に、子どもとのかかわりの中で障害児教育について考える。	フィールドワーク
4	○ メッセージソングを 聴く	代表的なメッセージソングを鑑賞し、メッセ ージソングに込められたメッセージを考えます。 また、歌を分析し、メッセージの伝え方を学ぶ。	メッセージソング ワークシート
5	○ 思いを一つに ～メッセージソングを創 る～	「私たちの人権教室」で学んだことをもとに、 21世紀へのメッセージとして、人権ソングの歌 詞を創る。	ワークシート人権 ソングの歌詞
<p>&lt;主体的な学習にするための留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導者は受講生の作品一つ一つを十分に吟味し、意欲をもって活動できるよう支援することが必要である。</li> <li>○ この学習は、PART Iからの学習の積み上げが重要である。これまでの学習の成果が確かめられる学習となるような配慮が必要である。</li> <li>○ 予定時間内で歌詞づくりを完成させることは難しいかもしれない。しかし、講座以外の時間で活動することが、人権問題解決への真の行動力になる。学習者すべてに達成感の味わえる支援に努める。</li> </ul>			